

危険物製造所等の施設一覧表

※完成検査済証交付施設
(令和3年3月31日現在)

市町村等名	製造所区分	合計		貯蔵所										取扱所			事業所
		製造所	合計	小計	屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	小計	給油	第1種	第2種	移送	
大 阪 市	計	15,385	10,975	3,297	1,662	756	2,053	14	2,752	441	4,046	1,853	122	60	29	1,982	6,220
堺 市		5,408	3,986	1,075	527	486	686	0	977	235	1,293	500	81	39	2	671	2,050
岸 田 市		2,798	2,074	426	816	62	166	3	541	60	655	223	8	2	26	396	625
豊 中 市		539	2	433	46	2	42	0	259	42	104	65	2	1	0	36	196
池 田 市		303	5	184	57	3	71	0	38	0	114	63	3	1	0	47	162
吹 田 市		127	0	85	35	0	33	0	12	0	42	20	0	0	0	22	60
泉 大 阪 市		247	3	176	83	5	38	0	32	11	68	40	0	0	0	28	125
高 槻 市		288	5	222	50	2	28	0	86	4	61	30	0	0	0	31	98
高 井 市		291	8	187	68	8	74	0	22	5	96	55	1	0	0	39	154
英 八 市		160	1	121	38	11	7	21	3	37	4	38	0	0	0	16	96
尾 林 市		360	5	186	77	9	64	0	18	11	169	77	1	1	0	90	193
田 林 市		571	15	411	170	23	79	0	109	7	145	63	3	0	0	79	252
内 野 市		277	2	195	56	2	44	2	84	2	80	49	2	0	0	29	154
河 野 市		95	0	65	29	3	21	0	4	1	30	15	0	0	0	15	57
松 原 市		134	0	82	27	1	22	1	26	0	52	33	0	0	0	19	85
和 泉 市		271	4	195	62	6	25	0	88	9	72	48	0	1	0	23	137
箕 面 市		73	0	38	12	1	15	0	4	0	35	24	0	0	0	11	54
摂 津 市		285	12	194	78	17	23	0	68	2	79	55	0	1	0	23	106
東 大阪 市		719	33	496	257	6	126	0	70	13	190	116	6	6	0	62	412
交 野 市		75	4	44	26	1	12	0	1	2	27	14	2	0	0	11	51
大 阪 市		56	0	37	9	5	9	0	7	2	19	7	0	0	0	12	29
本 山 市		42	1	30	20	1	0	0	0	0	11	5	0	0	0	6	17
島 岡 町		119	9	82	22	19	14	0	26	1	28	9	1	1	0	17	38
守 口市	真市消防組合	244	2	147	72	2	38	0	27	2	95	55	4	1	0	35	140
枚 方 市	履屋川消防組合	822	34	571	243	50	167	0	71	17	217	99	3	3	0	112	344
柏 原 市	羽曳野藤井寺消防組合	344	12	245	97	12	79	0	43	6	87	33	2	1	0	51	170
泉 州 市	南消防組	502	6	329	76	35	98	5	88	5	167	91	0	1	0	74	260
大 東 市	四條野消防本部	235	3	160	86	7	49	0	14	0	72	42	3	0	0	27	155

高圧ガス、液化石油ガス、火薬類関係許可等事業所数

(令和4年3月現在)

種別 市町村	高圧ガス製造		高圧ガス(冷凍)製造		高圧ガス貯蔵所		特定高圧 ガス消費	LPガス 貯蔵施設等	火薬庫 事業所数	計
	1種	2種	1種	2種	1種	2種				
総計	357	1,086	316	2,865	131	843	206	37	55	5,896
大阪市	97	333	182	1,554	38	375	70	3	1	2,653
堺市	69	75	15	240	36	101	34	4	2	576
岸和田市	15	84	1	58	3	10	6	1	1	179
豊中市	7	31	8	54	3	22	5	1	0	131
池田市	4	13	1	27	2	8	2	0	0	57
吹田市	7	49	5	68	2	36	9	0	0	176
泉大津市	8	8	1	11	2	3	0	0	0	33
高槻市	7	65	11	122	3	19	5	1	4	237
貝塚市	5	12	14	34	0	10	2	1	7	85
守口市	4	16	3	25	2	7	2	0	0	59
枚方市	14	28	8	72	3	15	7	0	0	147
茨木市	7	28	11	76	4	40	4	1	0	171
八尾市	9	28	6	42	2	17	5	7	0	116
泉佐野市	8	17	17	82	3	16	3	1	1	148
富田林市	3	19	0	17	0	8	2	4	0	53
寝屋川市	4	16	0	20	1	5	4	0	0	50
河内長野市	3	12	0	6	0	4	1	4	0	30
松原市	3	24	0	24	0	11	3	2	0	67
大東市	7	20	0	14	0	8	1	0	6	56
和泉市	5	28	6	40	1	10	6	0	0	96
箕面市	1	5	3	12	0	14	0	0	2	37
柏原市	6	12	3	20	0	9	2	0	0	52
羽曳野市	4	5	2	17	6	4	3	2	0	43
門真市	5	17	2	21	0	7	0	0	0	52
摂津市	5	17	1	53	1	12	2	0	0	91
高石市	16	15	3	25	9	9	4	0	0	81
藤井寺市	2	1	0	2	0	0	0	0	0	5
東大阪市	16	47	4	43	6	30	11	0	0	157
泉南市	3	15	1	23	0	6	3	0	1	52
四條畷市	0	6	0	3	0	2	1	0	0	12
交野市	3	8	1	8	1	2	2	1	7	33
大阪狭山市	2	2	0	8	1	3	1	2	0	19
阪南市	1	6	4	5	0	2	1	0	7	26
島本町	1	5	2	0	1	0	1	0	0	10
豊能町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
能勢町	0	1	0	0	0	2	0	0	15	18
忠岡町	2	1	0	8	0	1	1	0	0	13
熊取町	1	5	0	7	0	5	2	0	0	20
田尻町	1	6	0	15	0	9	0	0	1	32
岬町	1	3	1	2	0	0	1	0	0	8
太子町	1	0	0	0	1	0	0	1	0	3
河南町	0	1	0	7	0	1	0	1	0	10
千早赤阪村	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1

※事業所のカウントは、高圧ガス製造は敷地単位。冷凍製造は設備単位。(経済産業省通知)

高圧ガス製造は冷凍製造を含まない。2種製造は医療用在宅酸素を含まない。移動式製造設備及び貯蔵所は許可単位。

LPガス貯蔵施設等は、LPガス法第36条に基づく「貯蔵施設及び特定供給設備」の許可施設数の合計。

火薬庫事業所数は、令和3年度火薬類取締年報(令和3年4月1日～令和4年3月31日)を参照

毒物劇物関係業務（登録・届出事業所数）

（令和4年12月13日）

業種別	管内別		業務課	茨木保健所	守口保健所	藤井寺保健所	泉佐野保健所	合計	
	製造業	輸入業							
毒物劇物	製造業		208	45	31	22	30	336	
	輸入業		273	31	7	5	4	320	
	販売業	一般		0	236	178	151	253	818
		農薬用品目		0	18	16	18	26	78
		特定品目		0	1	4	5	2	12
	業務上取扱者	電気メッキ業		0	1	4	2	4	11
		金属熱処理業		0	0	0	0	1	1
		運送業		0	7	2	5	19	33
		しろあり防除業		0	0	0	0	0	0

業務課管内：大阪府、堺市、東大阪市

（販売業は、平成12年度から3市に権限移譲。業務上取扱者は、東大阪府が平成23年度、大阪府、堺市が平成24年度から権限移譲。）

茨木保健所管内：豊中市、池田市、箕面市、茨木市、吹田市、摂津市、高槻市、豊能町、能勢町、島本町

（販売業は、高槻市が平成15年度、豊中市が平成24年度から権限移譲。業務上取扱者は、高槻市、豊中市とも平成24年度から権限移譲。販売業・業務上取扱者について、吹田市が令和2年度から権限移譲。）

守口保健所管内：枚方市、交野市、寝屋川市、四條畷市、大東市、門真市、守口市

（販売業・業務上取扱者は、寝屋川市が平成31年度から権限移譲。枚方市が平成26年度から権限移譲。）

藤井寺保健所管内：藤井寺市、羽曳野市、松原市、八尾市、柏原市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村

（販売業・業務上取扱者は、八尾市が平成30年度から権限移譲。）

泉佐野保健所管内：和泉市、泉大津市、泉佐野市、岸和田市、貝塚市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会連絡網

大阪海上保安監部警備救難課
☎ 直通 06-6571-0222
FAX 06-6571-0557



堺海上保安署
☎ 代表 072-244-1771



大阪府都市整備部港湾局
経営振興課施設運営G
☎ 直通 0725-21-7217
FAX 0725-21-7265

関西空港海上保安航空基地
☎ 直通 072-455-1235

第五管区海上保安本部警備救難部環境防災課
☎ 直通 078-391-6551 内線3317
FAX 078-391-6613

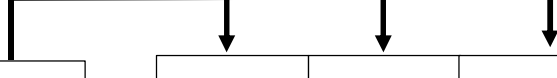


大阪府政策企画部危機管理室災害対策課 災害対策G
☎ 直通 06-6944-6021 内線4886
FAX 06-6944-6654

大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課 環境計画G
☎ 直通 06-6210-9577 内線3859
FAX 06-6210-9575

大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課 野生動物G
☎ 直通 06-6210-9619 内線2746
FAX 06-6613-6276

大阪府環境農林水産部水産課 企画・豊かな海づくり推進G
☎ 直通 06-6210-9612 内線2760~1
FAX 06-6210-9611



大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会会則

(目的)

第1条 この会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6第1項の協議会とし、主として大阪湾・播磨灘に大量の油又は有害液体物質が排出された場合の防除活動に必要な事項を協議し、事故に関する情報を共有しつつ、会員がそれぞれの立場で行う防除活動の調整を実施し、もって排出された油又は有害液体物質による被害の局限化を図ることを目的とする。

(会の名称)

第2条 この会の名称を「大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）という。

(海域)

第3条 この会則において、大阪湾とは神戸市・明石市境が海岸線と交わる点と淡路市江崎灯台から北へ引いた線が海岸線と交わる点とを結んだ線、洲本市・南あわじ市境が海岸線と交わる点（概位：北緯34度14.2分・東経134度52.4分）、北緯34度14.2分・東経134度59.0分の点、北緯34度18.5分・東経134度59.0分の点及び大阪府と和歌山県の県境が海岸線と交わる点を順次結んだ線並びに陸岸とにより囲まれた海域をいい、播磨灘とは兵庫県・岡山県境が海岸線と交わる点、網崎及び取揚島北端を順次結んだ線、取揚島東端、北緯34度20.0分・東経134度26.2分の点、北緯34度19.8分・東経134度35.6分の点、北緯34度06.0分・東経134度44.2分の点、北緯34度06.0分・東経134度55.2分の点と洲本市・南あわじ市境が海岸線と交わる点（概位：北緯34度14.2分・東経134度52.4分）を順次結んだ線、神戸市・明石市境が海岸線と交わる点と淡路市江崎灯台から北へ引いた線が海岸線と交わる点を結んだ線並びに陸岸とにより囲まれた海域をいう。

(業務)

第4条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 排出油等防除マニュアルの策定
 - イ 情報の共有化
 - ロ 人員、施設、資材の動員に関する調整
 - ハ 出動船艇相互間の通信連絡
 - ニ その他必要事項
- (2) 排出油等防除に必要な施設、資材の整備の推進
- (3) 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- (4) 排出油等防除活動に関する連携の推進
- (5) 排出油等防除に関する研修及び訓練

(6) その他排出油等防除に必要な事項

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第5条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、必要と認める場合は、大阪湾・播磨灘に係る同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるができるものとする。

(組織)

第6条 協議会は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

2 会長は、第五管区海上保安本部長をもってあてる。

会長は、会務を総理する。

3 副会長は2名とし、会員の役職員のうちから会長が指名する。

副会長は、会長を補佐する。

4 会員は、大阪湾・播磨灘において排出油等防除に関係ある別表に掲げる機関をもってあてる。

5 会計監事は3名とし、会長の推薦により定例会議で選出し、協議会の会計について監査を行う。

会計監事の任期は1年とし、再選を妨げない。

6 事務局は、第五管区海上保安本部環境防災課内におき、協議会の庶務を行う。

(会議)

第7条 会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

2 定例会議は、年1回開催する。

3 臨時会議は、必要があると認める場合に開催する。

4 会議は会員の2分の1以上の出席をもって成立し、会議の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

(部会)

第8条 協議会の事故対策の充実をはかり実効を期するため、大阪、神戸及び姫路に地域部会を置く。

2 大阪、神戸及び姫路地域部会は、それぞれの地域に関係する会員をもって組織し、部会長を置く。

3 部会長は、会長が指名する。

4 部会長は、地域部会の意見を協議会に報告する。

5 地域部会に必要な細則は、別に定める。

(専門委員会)

第9条 地域部会に協議会の業務の推進等に係る検討並びに助言を行うための専門委員会を置く。

- 2 専門委員会に委員長1名、副委員長2名、委員若干名を置く。
- 3 委員長、副委員長は会長が指名する。
委員は、各地域部会の部会長が推薦する会員から会長が指名する。
- 4 専門委員会は、必要の都度、会長又は委員長が召集する。
- 5 委員長は、専門委員会の意見を協議会に報告する。

(分科会)

第9条の2 専門委員会に調査研究及び技術的事項に関する検討を行うため、油対策分科会、有害液体物質対策分科会を置き、必要の都度、専門委員会の委員長が招集し統括する。

- 2 各分科会の構成員は、各地域部会の部会長が専門委員会の委員の中から指名する。

(幹事会)

第9条の3 専門委員会に、会議に付議すべき事項を検討するため幹事会を置く。

- 2 幹事会の構成員は、各地域部会毎に委員長1名、副委員長2名、油対策分科会委員1名、有害液体物質対策分科会委員1名及び分科会に属しない委員1名とし、会長が指名する。
- 3 幹事会は、必要の都度、会長が召集する。
- 4 幹事長は、会長が指名する。
- 5 幹事長は、幹事会の意見を協議会に報告する。

(幹事会の任務)

第9条の4 幹事会の任務は、次のとおりとする。

- 1 会議に付議すべき事項の検討・立案
- 2 会議の決議を要しない事項の執行
- 3 その他協議会の目的達成のため必要な事項

(経費)

第10条 協議会は、会員に対し研修の実施、資料の作成送付等に必要な経費を請求することができる。

(資料交換)

第11条 会員は、排出油等防除に必要な次の資料を年1回（4月1日現在）会長に提出するものとする。

- (1) 施設、資材の整備、保有状況
- (2) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号等）
- (3) その他必要事項

(訓練)

第12条 排出油等事故発生時における会員の防除活動を演練するため、毎年1回以上訓練を行うものとする。

(情報提供)

第13条 会長は、大量の油又は有害液体物質の排出があったとき、若しくはそのおそれがあるときは、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通報するものとする。

(防除活動等)

第14条 会員は、それぞれの立場に応じて、事前に調整された排出油等の防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

(総合調整本部の設置等)

第15条 会長は、会員による排出油等防除活動が行われる場合は、必要に応じて総合調整本部を設け、情報の共有化を図るとともに、防除活動の調整を行うものとする。

(活動状況の連絡)

第16条 会長は、会員及び隣接協議会の会員が排出油等防除活動を行っている場合、その状況に応じて活動状況を各会員に連絡する。

(隣接協議会等との協力)

第17条 協議会は、隣接協議会等との「排出油等防除の相互応援に関する協定書」に基づき、排出油等防除活動に関し相互に協力するものとする。

(災害補償)

第18条 排出油等防除活動等に出動した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は著しい障害を有することとなった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか当該被災した者が所属する会員（機関）があたるものとする。

(庶務)

第19条 協議会の庶務は、事務局において行う。

付 則（大油）

この会則は昭和49年11月26日から施行する。

付 則（大油）

この会則の一部改正は、昭和59年11月28日臨時会議における議決により、同日から施行する。

付 則（播油）

この会則は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則（播油）

この会則は、昭和62年5月22日から施行する。

付 則（大油・播油）

この会則の一部改正は、平成8年5月22日の定例会議における議決により、同日から施行する。

付 則（大油）

この会則の一部改正は、平成9年5月22日の定例会議における議決により、和歌山県流出油災害対策協議会の設立日（平成9年10月16日）から施行する。

付 則（播油）

この会則の一部改正は、平成9年7月14日の定例会議における議決により、徳島県流出油災害対策協議会の発足日から施行する。

付 則（播油）

この会則の一部改正は、平成10年7月29日の定例会議における議決により、同日から施行する。

付 則（大油）

この会則の一部改正は、平成10年7月30日の定例会議における議決により、同日から施行する。

付 則（播油）

この会則の一部改正は、平成11年6月4日の定例会議における議決により、同日から施行する。

付 則

この会則は、平成15年6月12日の定例会議により、平成16年4月1日の大阪湾・播磨灘排出油防除協議会の設立時から施行する。

付 則

この会則の一部改正は、平成19年6月27日の定例会議における議決により、同日から施行する。

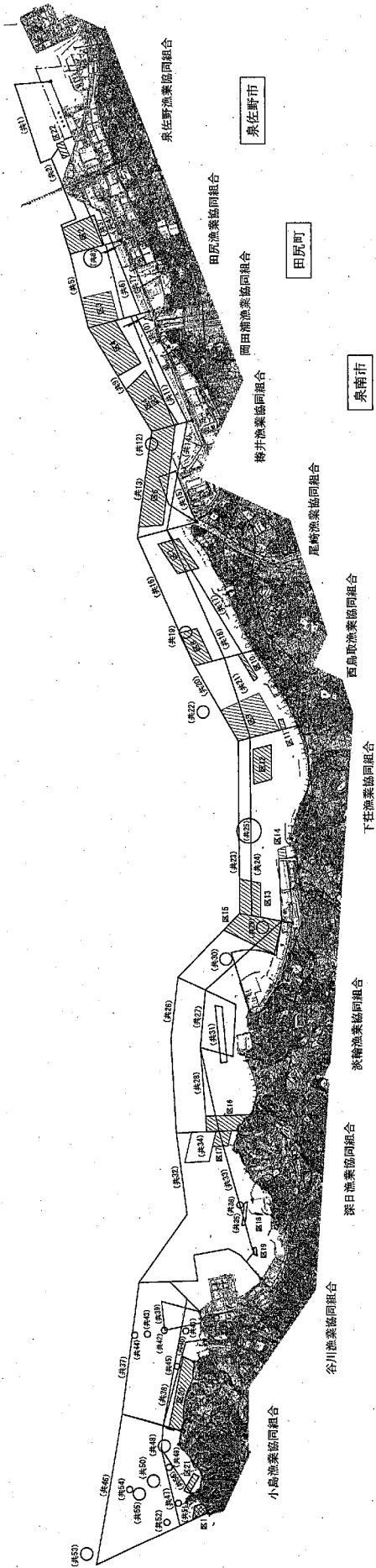
付 則

この会則の一部改正は、平成25年7月1日の定例会議における議決により、同日から施行する。

凡例

- 第1、2種共同漁業権区域
- 第3種共同漁業 (つきいそ)
- ▨ 第1種区画漁業 (のり、わかめ、こんぶ、かき殻漁業)
- ▩ 第2種区画漁業 (はまち、たい業漁業)

大阪府地先海面における漁業権連絡図 (令和3年9月1日)



神町

阪南市

泉南市

田尻町

泉佐野市

